

令和 7 年 10 月 28 日

お客様各位

日東化成工業株式会社
大阪市阿倍野区播磨町 1-24-24
TEL:06-6693-3561



輸出貿易管理令に関する該当・非該当証明書

本非該当証明書は、令和 7 年 10 月 22 日施行の法令改正に基づき判定しております。

記

1. 該非判定見解

下記製品は、輸出貿易管理令 別表第一の 1 項～15 項、及び別表第二には該当致しません。
但し、輸出貿易管理令 別表第一の 16 項に記載されている貨物に該当致します。
また、米国輸出管理規則 (Export Administration Regulations : EAR) によって規制されない貨物及び技術であることをご報告致します。

法令	当社判定
輸出貿易管理令 別表第一の 1 項～15 項	非該当
輸出貿易管理令 別表第一の 16 項	該当
輸出貿易管理令 別表第二	非該当
米国輸出管理規則	非該当

2. 対象製品

ネオシール B-3	ネオシール B-1	ネオシール B-W
プラシール B-UF	プラシール NF-12HM	プラシール NF-11TF
プラシール FP-01	プラシール S-1	キクネン B-7V

* 当社発行の最新版カタログ、WEB サイト等に記載がある標準仕様品に限ります。

* 上記以外の製品に付きましては別途お問合せ下さい。

注意事項

- * 当社製品を、輸出または非居住者に提供される場合「外国為替及び外国貿易法」及び、関連法令の規定に従い、輸出許可の取得等適切な手続きをお願い致します。
- * 当社製品は、輸出令別表第一の 16 の項に該当しキャッチオール規制の対象です。従って、仕向地や最終使用者、最終用途により法令手続きが必要になる場合が御座います。
- * 輸出または輸出したことにより発生する問題に関して、当社では一切責任を負いませんのでご了承下さい。(輸出規制の詳細は、安全保障輸出管理関連サイトでご確認下さい。)

以上